

公立小・中学校及び義務教育学校体育館への空調設備整備に係る
財政支援の強化を求める意見書

近年、全国各地で最高気温を更新するなど、暑さが厳しくなっており、児童、生徒が学校内で熱中症になる事例が多発している。各自治体においては、学習環境の改善と児童、生徒の安全確保に向け、学校施設の空調設備の整備に取り組んできたところであるが、学校体育館における整備率は18.9%（令和6年9月1日現在）にとどまっている。

本市においても、普通教室及び特別教室については、平成30年度までに空調設備の整備を完了したものの、学校体育館については、空調設備の設置は実現できておらず、大型扇風機の設置や、適切な水分補給についての指導を徹底するなどのソフト面からの暑さ対策にとどまっているのが現状である。

公立小・中学校の学校施設は、災害発生時には、地域住民の避難場所としての役割も担う施設である。特に、学校体育館は、多くの避難者を収容できることから、避難所として利用されることが多い状況にあり、近年多発している地震や記録的な大雨に際し、不安な気持ちで避難される方々が、夏の暑さや冬の寒さに不快な思いをせず、避難生活を送ることができる環境を整えることは、地域防災をつかさどる地方自治体の大きな責務である。

本市においても、市立小・中学校の全体育館、45施設への空調設備導入の準備を進めているところであるが、学校体育館への空調設備の設置には多額の費用が必要であり、本市のように多数の学校施設がある自治体にとっては、国による財政支援が必要不可欠である。

こうした中、学校施設環境改善交付金については、十分な予算が確保されない現状があるほか、補助対象とならない整備手法があるなど、十分に活用できない制度的な課題もある。また、緊急防災・減災事業債については、事業期間が令和7年度までとなっており、令和8年度以降の整備に活用できない状況となっている。

よって政府においては、計画的かつ早期に学校体育館の空調設備の整備が実現できるよう、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 学校施設環境改善交付金について十分な予算を確保すること。
- 2 緊急防災・減災事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長すること。また、延長後の事業期間については、多数の学校施設がある自治体が複数年度にわたり計画的に整備することを考慮した期間とすること。
- 3 学校体育館に空調設備を設置するには、屋根や窓、壁、床などの断熱性の確保も課題となることから、学校体育館の断熱性を確保するための工事についても緊急防災・減災事業債の補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

内閣総理大臣
財 務 大 臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大 津 亮 一